保護者　様

　学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴い、学校において予防すべき感染症のうち「インフルエンザ」の出席停止の期間の基準が「解熱した後２日を経過するまで」から、**「発症した後５日を経過し、かつ、解熱した後２日を経過するまで」**となりました。

インフルエンザに感染した生徒は、法律の規定により出席停止となり、その間は休んでも欠席日数にはなりません。なお、再登校するに当たって改めて「治癒したかどうか」について医師の診察を受ける必要性については、医師の指示にしたがってください。

インフルエンザが治癒し、登校するときは、この「治癒報告書」を提出してください。この報告書は、保護者の方に記入していただくものであり、**医療機関に記入してもらうものではありません。**

【インフルエンザの出席停止の期間の数え方】

　・発症した後５日は発症日を０日とし、翌日を１日目とする。

　・解熱した後２日は解熱日を０日とし、翌日を１日目とする。

**治癒報告書**

長野県松本深志高等学校長　様

　　　　　　　　年　　　　組　　　　番

生徒氏名

上記の者の下記疾患は、治癒しており他に感染のおそれはないことを報告いたします。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 疾患名 | インフルエンザ |
| 発症日（咳・鼻水・発熱等かぜ様の症状が出た日） | 年　　月　　日 |
| 受診した医療機関名 |  |
| 医療機関受診日 | 年　　月　　日 |
| 医師より療養が必要とされた期間 | 年　　月　　日まで |

年　　　月　　　日

保護者氏名